

第 19 号議案

豊川市地区市民館条例の一部改正について

豊川市地区市民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市地区市民館条例の一部を改正する条例

豊川市地区市民館条例（昭和 52 年豊川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表豊川市平尾地区市民館の項中「豊川市平尾町中貝津 2 番地」を「豊川市平尾町上貝津 101 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市平尾地区市民館の建替工事に伴い、当該地区市民館の機能を一時的に移転する必要があるからである。